

育児休業給付の 支給対象期間延長



1. 提出書類と添付書類

- 育児休業給付金支給申請書
- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- 市区町村に保育所等の利用申し込みを行った時の申込書全ての写し
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知
(入所保留通知・入所不承諾通知書など)

2. 提出先 : 事業所の所在地を管轄するハローワーク

3. 提出時期 :
・子が1歳に達する日以前の支給単位期間について、子が1歳に達する日以後最初に提出するとき
・子が1歳に達する日以後の日を含む支給単位期間について提出するとき

4. 支給方法 : 支給決定された場合、お届け出の金融機関口座へ支給決定後、約1週間で入金

申告書は右 QR コードをダウンロードしてください



〒669-1531 三田市天神 1-5-25
神戸公共職業安定所 三田出張所 業務係 適用担当
TEL 079-563-8609